

令和3年度 森林計画等に関する検討会概要

1. 開催日 令和4年3月4日(金)
2. 開催場所 書面により開催
3. 意見照会項目
 - (1) 策定する地域管理経営計画書(案)及び国有林野施業実施計画書(案)について
 - (2) 変更する地域管理経営計画書(案)及び国有林野施業実施計画書(案)について
 - (3) その他
4. 出席委員
別紙のとおり

意見・質問等	回答
<p>スギの再造林において「花粉症対策苗を優先して使用する」としていますが、花粉症対策苗の使用率を可能な限り100%に近づけていく努力をしていただきたい。</p>	<p>花粉症対策を推進するため、供給状況を踏まえ可能な限り花粉症対策苗木の使用に努めているところであり、苗木生産者に対し苗木需給調整会議等を通じて花粉症対策苗の供給拡大に向けた働きかけを行うなど100%に近づけていく努力を引き続き行うこととしております。</p>
<p>前計画における保育実績値について、植栽が半分程度なので下刈も半分となることは理解できますが、つる切・除伐が計画値を上回っているのはなぜでしょうか？</p>	<p>つる切・除伐については現地の状況を踏まえて実行しているため、保育実績値が計画地を上回る場合があります。</p>
<p>いずれの計画区も人工林面積の4分の1以上を計画期間で間伐する計画と読みました。かなり意欲的な数字ですが実施の体制はどのように考えておられるのでしょうか。 また間伐面積と間伐材積の前計画の実績値が、全体的に材積の達成率に対して面積の達成率が低い傾向が見られます。このことは実際の間伐にあたり、収穫表以上(あるいは予想以上)に木が育っている、という理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>事業の早期発注や立木販売の前倒し等を進めるとともに、事業体の生産性向上の取組を促すことなどにより、実施の体制の充実を図っていきます。 実績値の達成率については貴見のとおりです。</p>
<p>施業実施計画書 8 その他必要な事項(1)施業指標林、試験地等の欄外「注：溪畔保全プロジェクト林はメートル」とは、「面積」の欄を指しているのでしょうか。「面積(ha)」を「距離(m)」としてもよいのでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、注書きでの記載を取りやめ、「面積(ha)」を「延長(m)」に修正します。</p>

意見・質問等	回答
<p>雄物川、三八上北森林計画区に樹木採取区が設定されても伐採量、更新量 が変更されないのは、樹木採取区分の伐採量は『管理経営計画書』の枠内 である、ということでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>樹木採取区について雄物川計画区では『管理経営計画書』の「地区ごとの 管理経営の方向」の地区名（荒川、淀川地区）と「樹木採取区」に付けられ た名称（大曲・船岡）が1対1に対応しておらず、読者が把握しづらいように 感じました。林班名を見ることで対応を把握することができますが。</p>	<p>樹木採取区の名称は事業を進める上で公募の際によりわかりやすい一般に 呼ばれている名称を使用しているため、地域管理経営計画書に対応した名称 と必ずしも一致しません。</p>
<p>最上村山森林計画区において『地域管理経営計画書』が1年毎に変更され、 数%ずつですが主伐量が増加しています。「地域産業の振興に寄与するた め」と説明されていますが、何かこの地域に地域固有の事情があるのでしょ うか。</p>	<p>最上村山森林計画区の変更は昨年度と今年度どちらも国有林野の活用にお ける地域振興として実施している分収造林契約等に基づく要望によるもので す。一般には追加する分収造林の伐採については、計画を変更せず臨時伐採 として計上しますが、今回林道施設の復旧や治山工事のための変更計画があ ることから、併せて計画を変更するものです。</p>
<p>東青森林計画区 変更計画「【変更理由】2「社会貢献の森」の協定締結 につき関係する記載事項を変更する」とありますが、これだけでは変更内容 がわからないため、どのような変更内容か記載をお願いしたいと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、 （変更前）「社会貢献の森」の協定締結につき、関係する記載事項を変更す る。 （変更後）「社会貢献の森」の協定締結につき、「青森署405ろ2」、「405 に」が追加となるため関係する記載事項を変更する。 と記載します。</p>
<p>「皆伐箇所についてはおおむね5 ha」の5 haの根拠を示した上での計画で しょうか。ドイツ等林業先進地では、皆伐はしないか1～2 haに制限してい ます。それに比較しても5 ha上限での皆伐は大きな面積のうえ、森林の公益 的機能が損なわれないのか、と思います。伐採予定地が上限5 haで皆伐可能 だとした場合の森林で、公益的機能を保つことができるのか、専門家等から の意見や論文など出ているのなら知りたいところです。公益重視を旨とする 方針のもとでの管理経営を行うとしているのですから、公益的機能が損なわ れないと判断している「おおむね5 haの皆伐」の根拠を示していくべきもの かと思います。</p>	<p>皆伐面積については、「国有林野の各機能類型に応じた管理経営の指針に ついて」（平成11年1月29日長官通知）に基づき実施しており、同通知が根拠 となります。</p>

意見・質問等	回答
<p>森林計画の策定にあたり今後も地域住民および自治体との連携を密にして、可能な限り地域からの要望に応えることが出来るようにご配慮いただければ幸いです。特に、森林の病虫害の防止や抑制は地域の関係者との連携が必須と考えます。被害が発生してからの対応は勿論ですが、被害を未然に防ぐための方策についても、地域自治体等との連携を深めつつ、国有林が率先して行っていただくことが肝要かと存じます。</p>	<p>策定計画区において策定の前年度に住民懇談会を開催し、自治体や林業関係者のほか一般の方も対象に森林計画の説明を行い、合わせて意見・要望等について直接聴く機会を設けているところです。</p> <p>また、森林の病虫害については各県において設置されている各種協議会に参画し、関係機関と連携した対策を引き続き進めてまいります。</p>